

令和8年3月作成

栃木市介護保険 住宅改修の手引

栃木市

保健福祉部高齢介護課

1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修の支給について

- 住み慣れた自宅で安心して過ごすために、居住している住宅に住宅改修を行う際は、改修着工前に栃木市に申請をし、承認を受けることで、改修費用の一部の支給を受けることができます。
- 支給の対象になる方は、栃木市内に在住で要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた方で、在宅で生活されている方に限ります。入院中や施設に入所中の方は原則対象外となります。（退院及び退所の予定がある場合は事前申請可能）
- 住宅改修の対象となる住宅は本人の住所地に限ります。一時的に身を寄せている親族宅等は支給対象外となります。新築や増改築または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合も対象外です。
- 支給の対象となる工事は、本人の現在の状態像に応じて必要となる工事のみとなります。例えば、「いずれ車いすを使って移動するようになる。」といった理由でのスロープの設置工事は支給対象外となります。

2 支給限度額

- 被保険者1名につき支給限度基準額（住宅改修費用）は20万円です。
（例）自己負担割合が1割の方が住宅改修を行った場合、最大18万円支給を受けることができます。なお、20万円を超過した部分に関しては自己負担となります。
- 支給限度基準額20万円の範囲であれば、何回かに分けて住宅改修を行うことも可能です。

支給限度基準額のリセットについて

- 以下の（1）もしくは（2）に該当する場合は支給限度基準額がリセットされます。
（1）1回目の住宅改修から「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2または要介護1
第一段階	要支援1

- （例）1回目の住宅改修の状態区分が要介護1（第二段階）の方の場合、要介護4（第五段階）以上で支給限度基準額がリセットされます。なお、リセットは一人1回のみ

で、支給限度基準額の 20 万円を使い切っていない場合もリセット後の支給限度基準額は 20 万円となります。

(2) 同一敷地外に転居となった場合

※同一敷地外に転居された場合、支給限度基準額がリセットされます。ただし、転居前の住所地及び転居後の住所地でも住宅改修を行い、転居前の住所地に戻ることになった場合は、支給限度基準額のリセットはされず、転居前の住所地での住宅改修にかかる支給状況が復活します。

3 支給を受けるための手順

(1)事前申請

支給を受けるためには必ず着工前に事前申請が必要です。住宅改修をご検討の際はケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員に相談の上、次の①～⑦の書類をご用意ください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

事前申請に必要な書類 (◎は間違いが多いポイントなのでご注意ください)

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申請書（償還払い用又は受領委任払い用）

償還払い→業者に工事代金の全額を支払い、被保険者口座に介護保険給付分を支給するもの。

受領委任払い→業者に工事代金の自己負担分を支払い、業者口座に介護保険給付分を支給するもの。

②住宅改修が必要な理由書

ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター（2級以上）等に作成を依頼してください。

③工事見積書

◎住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、改修箇所・内容ごとに材料費、施工費等を適切に区分してください。

※複数箇所に手すりの取付を行う場合、手すりの部材は場所ごとに分けて記載してください。

◎宛名は被保険者本人のフルネームでお願いいたします。また、事業者または担当者の押印がされているものをご提出ください。見積書の有効期限にもご注意ください。

④工事着工前の現場写真

- 改修内容を図示、日付の写し込みのあるものを用意してください。
- 手すりの取付で下地補強が必要な場合は、補強板も図示してください。
- 段差解消工事の場合は、スケール等を当てて現在の段差の高さがわかる写真を用意してください。

⑤簡易な平面図

- 住宅内での動線を確認するため、改修をする部分だけではなく、住宅全体の平面図を用意してください。
- 屋外に施工する場合は、道路等への動線がわかるような平面図を用意してください。
- 平面図内に改修場所・内容をカラーペン等で図示してください。

⑥住宅改修の承諾書

- 所有者が被保険者本人と異なる場合、提出が必要です。共有名義の場合は名義者全員分の提出をお願いいたします。

⑦委任状

- 償還払いで振込先が被保険者と異なる場合、提出が必要です。

※書類一式を提出後、理由書、平面図、写真、見積書等から被保険者の住宅の状況及び被保険者の心身の状態を把握し、被保険者にとって必要不可欠な工事であるか、過大な工事となっていないかを審査するため、お電話等にて確認をする場合がございます。内容によっては提出書類等の差し替えをお願いすることもありますのでご了承ください。

(2)承認、着工

提出書類の審査が終了次第、受領委任払いの場合は施工業者宛に、償還払いの場合は被保険者宛に住宅改修承認決定通知書を送付します。住宅改修承認決定後に着工ができます。

(3)事後申請

工事が完了したら、必要書類を市に提出することで介護保険給付分の支給が受けられます。

事後申請に必要な書類

①改修に要した費用の領収書

- 領収書の日付は、承認決定通知書に記載の日付以降となります。
- 領収書の宛名は、被保険者のフルネームとなります。
- 領収書の金額は、受領委任払いの場合、承認決定通知書に記載の「自己負担(予定)額」を、償還払いの場合は承認決定通知書に記載の「住宅改修見積額(工事費の全額)」を記入してください。

②改修箇所が分かる写真

- 日付を写し込み、事前申請と同じ場所・アングルで撮影してください。
- 工事着工日・完了日も併せてご報告ください。

※領収書原本をご提出いただいておりますが、被保険者様が原本を所持される場合は、予め領収書のコピーをご用意いただき、一旦、原本とコピーの両方を市役所へご提示ください。その場で原本及びコピーを確認し原本をお返しいたします。郵送でも提出可能ですが、その場合は、返信用封筒(宛先記入)に切手を貼ったものを同封してください。

(4)介護保険給付分の振込

事後申請を受理してから、3か月後の第二水曜日に指定の口座に介護保険給付分の金額を振り込みます。

例)4月に事後申請→7月の第二水曜日に振込。

4 支給対象となる住宅改修の種類

○介護保険の住宅改修で支給対象となる工事は以下のとおりです。

- ①手すりの取付
- ②段差解消
- ③すべり防止・移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替
- ⑤洋式便器等への便器の取替
- ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

※いずれの工事においても、メーカーの施工基準や想定される用途に準じていないものは支給対象となりませんのでご注意ください。

①手すりの取付

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、移動又は移乗動作に役立てることを目的として設置するものです。

支給対象となるもの	支給対象とならないもの
<p>○居室内の手すり（廊下、トイレ、浴室、玄関等）※階段に手すりを取り付ける場合は、二階に本人の居室がある場合もしくは家事*の都合で二階に上がる必要がある場合に限ります。</p> <p>☆日常生活動作における家事とは、それがないと生活が成り立たない程度の家事に限ります。代替の手段がある場合はそれも検討した上で申請してください。換気や散歩、庭いじり等は支給対象外です。</p> <p>○敷地内の屋外手すり（玄関ポーチ、敷地外への通路等）※外出用の手すりは原則一か所一方向のみ、複数か所もしくは一か所複数方向に取り付ける場合はそれぞれの用途を理由書に記載してください。</p> <p>○身体状況の変化による手すりの付け替え、移設</p>	<p>×置き型の手すり（福祉用具貸与の対象）</p> <p>×敷地外の手すり</p> <p>×手すりの機能外の付加部分</p> <p>【例】ビスの目隠しシール、埋め込み柱の足元カバー</p> <p>×固定されていない家具への手すりの取付</p> <p>×既存手すりの老朽化・破損による取替え</p> <p>×本来の使用用途と異なる使用用途のための手すり 【例】転落防止の手すり、アームレスト</p> <p>×居住スペース外へ移動するための手すり</p> <p>【例】店舗、仏間、趣味・生きがいのための庭への出入り</p> <p>×着脱可能な手すりの取付</p> <p>×屋外への木製手すりの取付</p> <p>×勝手口への手すりの取付（日常生活動作上の用途がある場合を除く）</p>

★申請に際して、確認をお願いしたい事項

・使用する手すり棒、ブラケット等の個数について

支給対象とする手すりの部材について、介護保険の住宅改修では安全を担保しつつ必要最低限度の施工を給付の対象とするため、施工箇所や被保険者本人の状態像などに安全上特別な事情が認められない場合は、メーカー施工基準に準じた施工内容を支給の対象とします。見積書等を確認し、部材に過不足等があった場合は、内容を確認させていただきます。

・通路面両側への手すり取付について

介護保険で手すりを取り付ける場合、原則通路面片側の手すり取付のみを支給の対象としています。通路面両側に手すりを取り付ける場合は、理由書に両側に手すりが必要な身体状況を具体的に記載してください。理由書を勘案し、在宅での生活に必要な不可欠と市が認めた場合のみ支給の対象となります。

・跳ね上げ手すりの設置について

介護保険の住宅改修では、家屋に固定された手すりを支給の対象としているため、手すりの取付によって扉等が塞がれ、本人の生活動線や日常生活に支障が生じるといった特別な事情がある場合以外は可動式の手すり取付を支給の対象としていません。取り付ける場合は、跳ね上げ手すりとした経緯（他の方法ではできない理由）を理由書に記載してください。また、使用中の事故のリスクが懸念されるため、被保険者及び家族に使用方法の説明を入念に行ってください。

②段差解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の床の段差解消や玄関から道路等の段差または傾斜を解消するものです。

具体的には、敷居の撤去、スロープの設置、浴室の床の嵩上げ、踏み台の設置等を想定しています。昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差を解消する機器は除きます。

支給対象となるもの	支給対象とならないもの
<p>○敷居の撤去</p> <p>○スロープの設置工事</p> <p>※支給の対象となる通路の幅は 1.0m となります。1.0m を超えた部分に関しては自費扱いとします。ただし、同時に手すりを施工し、有効幅が狭くなる場合はこの限りではありません。</p> <p>○居室、浴室等の床のかさ上げ</p> <p>○玄関上がり框等の段差に踏み台を固定設置する工事</p> <p>○浴槽の交換 (またぎの高さや浴槽の深さなど、床面との高低差が軽減される場合)</p> <p>○玄関から敷地外までの通路にある飛び石等の凹凸の舗装工事</p> <p>○ステップ台付き手すり（既製品）の固定設置工事</p>	<p>×踏み台を造作し置くのみの工事（固定しない場合給付対象外）</p> <p>×既存の床面を拡張する工事</p> <p>×福祉用具貸与の対象となるスロープを置くことによる床段差の解消</p> <p>×破損や老朽化による床段差の修繕</p> <p>×屋外における木製スロープの設置（劣化や変形の恐れがあるため）</p> <p>×ウッドデッキの新設工事</p>

★申請に際して、確認をお願いしたい事項

・浴槽の交換について

事前申請の際は、現状の浴槽のまたぎの高さや深さがわかるようにスケール等を写しこんだ写真を提出してください。また、浴槽の交換によりどの程度段差が解消されるのかがわかるように、交換予定の浴槽の寸法を記載した施工予定図を作成してください。

・ユニットバス工事について

ユニットバス工事を介護保険の住宅改修として申請することも可能ですが、その場合は住宅改修の支給対象となる工事（床のかさ上げ、浴槽の交換等）を見積書で按分した上で申請してください。

・踏み台の設置工事について

踏み台の設置には、踏み台を固定する工事を伴うもののみ支給対象となります。その際固定する箇所を写真に記載してください。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きからフローリング材、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定しています。

支給対象となるもの	支給対象とならないもの
○畳からフローリング等への変更 ※畳から畳への変更は衝撃緩和型の畳に限る。	×老朽化、破損に伴う床材の張り替え ×滑りの防止及び移動の円滑化等のためではなく、怪我の防止を理由とした柔らかい床材への変更
○浴室床材を滑りにくい床材に変更	
○屋外通路のコンクリート舗装 ※支給の対象となる通路の幅は 1.0m です。	×設置するのみで簡単に取り外しが可能なもの
○階段への滑り止めシートの取付 (固定を伴うもの)	×元々動線として使っていない部分を舗装して動線とする改修 ×人工芝

★申請に際して、確認をお願いしたい事項

・フローリング等への床材の変更について

床材の張り替えを行う場合は、張り替えに直接付帯する工事のみ支給対象となります。現状の床に滑りの防止や移動の円滑化以外の機能を付加する工事は支給対象外となります。

床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料に変更のための路盤の整備は付帯工事として支給の対象となります。

④引き戸等への扉の取替

開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

○支給対象となるもの	×支給対象とならないもの
○開き戸から引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテンへの取替	×引き戸等の新設
○ドアノブの変更（握り玉からレバーハンドルへの変更）	×老朽化による取替、修理
○引き戸への交換に係る戸車、レールの設置、取替	×本人の生活動線上にない扉
○扉の吊り位置、開き方向の変更	×引き戸への変更の際に自動ドアにする場合の動力関係部分
○扉の交換に係る扉の撤去、処分費用	
○門扉の取替	

★申請に際して、確認をお願いしたい事項

・軽い引き戸への取替について

扉が古い、破損している等の理由では支給対象にはなりません。必ず本人の状態像を勘案した上で、開閉動作上での問題点を理由書に記載してください。

・間口の拡大を伴う扉の取替について

現状の間口では、車いすが入っていけないなどの理由が住宅改修の理由書で確認できれば、間口の拡大を伴う扉の取替えも支給の対象となります。

⑤洋式便器等への便器の取替

和式便器から洋式便器等への便器の取替や、既存の便器の位置や向きを変更する場合を想定しています。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている一体式の洋式便器への取替は含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は含まれません。

また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化にかかる費用は、支給の対象となりません。

○支給対象となるもの	支給対象とならないもの
○和式便器から洋式便器（一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む）への取替 ○取替に伴う便器の撤去、処分費用 ○既存の便器の位置や向きの変更	×洋式便器から洋式便器への取替 ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置する工事 ×既に洋式便器が設置されている住居における、既存の洋式便器とは別に和式便器から洋式便器への取替 ×特定福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」を置くこと ×洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便座へ取替 ×水洗化又は簡易水洗化にかかる費用 ×仮設トイレの設置費用

★申請に際して、確認をお願いしたい事項

・洋式便器を洋式便器に交換する場合（補高便座での対応が出来ない場合に限る）

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、洋式便器をかさ上げる工事は給付対象となります。既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由は、支給対象とはなりません。当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象となります。

申請の際は、現状の座面の高さが分かる写真、改修によって座面がどの程度かさ上げされるのかがわかる資料を提出してください。なお、補高便座の設置は特定福祉用具の購入に該当するため、住宅改修の支給対象にはなりません。

・トイレの新設に伴い和式便器を洋式便器に取り替える場合

現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置する場合のみ、支給の対象となります。しかしながら、既存の和式便器の便所をそのまま利用し、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替ではなく、新設となるため支給の対象とはなりません。

5 住宅改修 Q&A

申請について	領収証	領収証は写しでもよいか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。
	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。
	申請に係る費用について	申請の際に必要な写真の印刷代や申請の代行費用は給付の対象となるか。	給付の対象にはならない。
	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。
	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築工事は住宅改修と認められていないが、新築住宅の引渡日以降に手すりを取り付ける場合	引渡日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
	住宅改修後の建て替え	住宅改修後に同じ敷地で建て替えをしたが、支給限度額はリセットされるか。	支給限度額がリセットされるのは介護度が三段階以上上がった際（要支援2と要介護1は同じ段階）か、転居をしたときに限られる（転居を複数回行い、元の住所地に戻った場合はリセットされない）ため、同一敷地で建て替えた場合はリセット対象外となる。 なお、介護保険の住宅改修における同一敷地とは、事実上同じ敷地にあると客観的に認められるものであり、住所地の枝番が異なっても一体的に土地利用している場合には同一敷地とみなす。
	店舗兼住宅の住宅改修	店舗兼住宅に居住している場合、店舗と住宅を行き来する部分の住宅改修は給付対象となるか。	住宅部分についての住宅改修は支給対象となりますが、それ以外に供する部分（店舗や事務所に使用されている部分）については支給対象外となる。そのため、平面図等において住宅部分と事務所部分を明確に分け、住宅部分の改修を行うことを明示すること。 例外として、玄関が一つしかなく、店舗・事務所を経由しないと住宅部分に入れない場合における店舗・事務所部分への手すり設置等、やむを得ないと考えられる場合は支給対象となる可能性がある。
	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。

賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。
入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村を確認したうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に扱う。
住宅改修中に本人が入院し、退院の見込みが立たない場合	住宅改修中に被保険者の状態が悪化し入院となり、退院の見込みが立たないと言われているが、その状態でも事後申請は出来るか。	入院までに完了した部分が支給対象となり、完了していない部分は支給対象外となる。
住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の支給について	住宅改修工事の完了前に被保険者が亡くなってしまったが、事後申請は出来るか。	要介護者が死亡するまでに工事が完成した部分まで支給対象となる。
住宅改修承認後の施工内容の変更について	事前の承認内容から施工内容の変更が生じた場合はどのようにすればよいか。	施工内容に変更が生じた場合は施工前に市へ変更内容を連絡すること（施工費が上がるような変更は不可）。事前に承認した理由書から変更内容の乖離が著しい場合、事前申請から再申請となる場合がある。

	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となる。
	要介護認定申請中の住宅改修について	現在介護認定申請中で結果がまだ出ていないが、先に住宅改修を行うことは可能か。	認定結果が確定していないため、事前申請から着工までは可能だが、事後申請（完了報告）については、認定結果が出てからになる。また、事前申請に対しては条件付き承認（要認定）となるため、非該当となった場合は支給対象外となり、全額自己負担となる。
	理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。
	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いはどうなるか。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでもであり、施工者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。
手すりの取付	手すり	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要である。
	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となる。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

	手すり取り付けに際し下地補強が必要となった場合	手すりを設置しようとしているが、下地が無く、補強が必要となった。そのため一度クロスをはがす必要があり、それらを全て含めて付帯工事として支給対象となるか。	必要な部分の下地補強及びクロス補修は支給対象となる。ただし、壁全体の下地補強やクロス補修は支給対象外となる。
段差解消	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる
	上がり框（かまち）の段差緩和工事	（住宅改修）上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
	ウッドデッキの設置	洗濯物を干すため庭へ降りる際に、転倒防止のためウッドデッキを作成する工事は給付の対象となるか。	ベランダの増設にあたるため給付の対象とならない。
	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

	<p>段差の解消に伴う付帯工事の取扱</p>	<p>(住宅改修) 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	<p>①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象となる。</p>
	<p>段差の解消の取扱</p>	<p>平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。</p>	<p>浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱ってよい。</p>
<p>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p>	<p>床材の表面加工</p>	<p>滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーベットの張り付けたりする場合は支給対象となるか。</p>	<p>いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。</p>
	<p>滑り止めのゴム</p>	<p>住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。</p>	<p>「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。</p>

	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象となる。
	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
引き戸等への扉の取替	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
洋式便器等への便器の取替え	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げる工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。
	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象となる。
	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。